

改正消費税

TKC 近畿兵庫会 加古川支部 税理士 豊島 寛之

【会計システムへの対応】

小売業・卸売業や飲食店業など複数税率での販売が必須の業態だけでなく、すべての業種で複数税率への会計システムの対応が必要になります。（例えば来客用の茶菓子の購入や会議用の弁当の購入などでも軽減税率が発生します。）また、請求書の記載項目だけではなく帳簿の記載項目も増加しますので、その対応も必要になります。

(1) 仕入の区分経理

仕入については、軽減税率対応と標準税率の仕入れとの仕訳が必要になります。また、適格請求書等保存方式で税額の積上げ計算を適用する場合には、消費税額を実額で入力することが必要になります。

(2) 売上の区分経理

軽減税率対応品目を販売している業態であれば、仕入と同様に売上高についても税率別に入力することが必要になります。また、適格請求書等保存方式で税額の積上げ計算を適用する場合には、消費税額を実額で入力することが必要になります。

(3) 帳簿への記載項目の増加

「区分記載請求書等保存方式」「適格請求書等保存方式」のいずれにおいても、帳簿の記載要件に「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」が加えられています。また税率区分も従来に加えて8%（軽減税率）が増えたため対応が必要になります。

なお、軽減税率8%と経過措置8%は別管理をする必要があります。

(4) 在庫管理システムの改修

在庫に関しても税率別の管理が必要になります。

(5) 売掛金・買掛金の税率別管理

商品の販売仕入を行い、その後返品・値引き・割戻・貸倒が生じた場合、その事実があった時点の課税期間で当該処理をしますが、消費税については販売仕入があった時点の税率を適用することとされていますので、売掛金・買掛金についても税率別管理が必要となります。

(6) 販売管理システムや周辺システムとの連携システムの修正

改正に伴い帳簿への記載要件が増加しますので各要件を管理できるようにシステムを修正することが必要になります。

参照：「Q & A改正消費税 税率アップ・軽減税率への実務対応」TKC出版